

<概要>

気候変動枠組条約発効10周年である2004年に南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにおいて、国連気候変動枠組条約第10回締約国会議（UNFCCC/COP10）および第21回補助機関会合（SB21）が開催された。ロシア連邦の**京都議定書**批准により京都議定書が正式に発効することになり、気候変動に対する具体的な取り組みを始める新しい時代への最初の会議となった。また、**地球温暖化**の影響と思われる数々の状況が世界各地から報告されている。

<更新年月>

2005年11月（本データは原則として更新対象外とします。）

<本文>

オゾン層保護のための**ウィーン条約**（1985年採択）、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（1987年採択）と地球温暖化問題が地球規模で取り組むべき重要な課題として認識され始めたのは、1980年代の後半であり、1992年に気候変動枠組条約（Framework Convention on Climate Change/FCCC）が採択された（[図1](#)）。1995年4月にベルリンで気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1）が開かれ、その後、ジュネーブ、京都、ブエノスアイレス、ボン、ハーグ、マラケシュ、ニューデリー、ミラノ、そしてブエノスアイレスにおける第10回締約国会議（COP10）である（[図2-1](#)、[図2-2](#)）。

気候変動枠組条約発効10周年という節目の年に南米アルゼンチンの首都ブエノスアイレスにおいて、国連気候変動枠組条約第10回締約国会議（UNFCCC/COP10）および第21回補助機関会合（SB21）が開催された。参加者は169ヶ国からの6151名と活気のある会議となった。ロシア連邦の**京都議定書**批准により同議定書（[図3](#)）は2005年2月16日には正式に発効（[図4](#)）することになり、COP10は同議定書が法的拘束力を有する前の最後の締約国会議であるとともに、気候変動に対する具体的な取り組みを始める新しい時代への最初の会議でもある。

会議の開催の直前に「ブッシュ大統領は、京都議定書を拒絶した考えを変更する計画はない。京都議定書は実行出来そうにない。」と米国の代表が発言し、前向きな姿勢を示すことへの期待は失われた一方で、EUの代表は「**欧州委員会**はCOP10において、2013年以降の温室効果ガス削減目標を追求するとともに、今後の気候変動政策における発展途上国の重要性を強調する。気候変動の影響を最も深刻に受ける恐れがあるのは途上国である。我々は、途上国に対する我々の責任を十分認識している。」と発言するなど、大きな課題を抱えた形で会議は始まった。

1. 会議における検討事項

2001年第7回締約国会議（COP7）でまとめられたマラケシュ合意（[図5](#)）を受けて出来た**京都メカニズム**や先進国から途上国への資金の供与メカニズムなどを実際に動かすために必要なルールについて決めなければならない。（1）先進国から途上国への資金供与メカニズムとしてCOP7で新しく設置することが合意された「特別気候変動基金」を運営するための手引き、（2）地球温暖化の影響に対する適応措置について、（3）2013年以降の対策について、（4）途上国が条約事務局に提出した第1回国別報告書の統合報告書、である。

2. 検討事項に対する成果

（1）実際に資金を動かす機関である地球環境基金（The Global Environmental Facility, GEF）より、主にヨーロッパ諸国から適応措置に関する活動に対して、現在約1億ドル資金を出すという申し出があることが報告されたが先進国による資金の拠出は自主的なものであり、途上国からは必要な活動を実施するためには少なすぎるという意見が続出。（2）島嶼（とうしょ）国のような気候変動の悪影響に脆弱な国への支援措置と、条約や議定書の約束を達成するために先進国が実施

する対策によって経済的な影響を受ける国（産油国）への補償をどのように扱うかという点など議論は進まず。（3）京都議定書第1約束期間後である2013年以降の制度的枠組みについて40を超える案が提出されている。政府専門家セミナーなどにより、効果的で適切な対策を展開していくための行動について情報交換が行われることが決定した。（4）条約の着実な実施状況（途上国支援、国別報告・目録、研究・観測等）が確認され、更なる協力推進について議論を深めた。

3. 京都議定書の批准状況

2005年9月16日現在での京都議定書の批准をすませた国は155カ国と欧州共同体で、また、1990年の二酸化炭素排出量は付属書I締約国全体の61.6%で、京都議定書の発効要件である55%以上の数値を超えている。2004年11月18日にはロシア連邦が京都議定書批准書を国連に寄託したことにより同議定書は、2005年2月16日に正式発効。図6に気候変動枠組条約・京都議定書批准国図を示す。

4. 地球温暖化の影響報告

昨年COP9の時よりも千人多い参加者となり、京都議定書が発効すること、世界各地で起きている異常気象の影響などにより世界の人々の気候変動問題への関心が高まっていることを表している。実際、閣僚級会合などにおいても多くの被害報告があった。

「海面上昇によってキリバスは消滅するかもしれない。」（キリバス）、「国土の50%以上が海抜0m以下なので、500億ユーロ以上の予算で防波堤を高くした。」（オランダ）、「6ヶ月前、台風による洪水のため1千人以上が死亡、百万人以上が家を失った。」（バングラディッシュ）、「ハンガリーは内陸なので海面上昇を見ることはないが、ある地域では渇水と砂漠化が進行し、他の地域では降水量が増えている。」（ハンガリー）、「洪水が発生し、バッタが異常発生した。気候変動の影響と考える。」（セネガル）、「日本では、最近10個の台風が来て、200人が死亡した。」（日本）、「国民の79%は異常気象から影響を受けている。ほぼ全員が農民。」（ブータン）、「2003年にヨーロッパを熱波が襲い、ポルトガルでは山火事が多数発生した。」（ポルトガル）、「ケニアの山の氷河もヒマラヤ氷河と同じように失われている。」（ケニア）、「さらに、北極における地球温暖化影響の数々の報告が北極協議会（ACIA）と国際北極科学委員会から報告された。」

5. 会議における主な成果

COP10は、気候変動枠組条約の発効10周年という節目に当たるとともに、2005年2月の京都議定書発効を目前に控えた重要な会議となった。締約国は、条約発効後10年の地球温暖化に関する国際的な取り組みに実質的な進展が見られていることを高く評価しつつ、地球温暖化対策の緊急性につき認識を共有した。そして、将来の行動に向けて、情報交換を通じた取り組みの開始を決定し、今後とも条約および京都議定書の下でより実効的な取り組み実現に向け、全ての国が協力しながら更なる前進を図っていくことが極めて重要であるとの認識を改めて確認した。世界全体の二酸化炭素排出量と国別一人当たり二酸化炭素排出量を図7、図8に示す。

今後の課題は、炭素隔離・水素・第4世代原子力などの技術開発を推し進めているものの京都議定書に参加していない米国を取り入れ、中国・インドなどの温室効果ガス排出量が多い発展途上国も含めた世界的な協調により、温室効果ガス排出量削減のために世界が一丸となり次なるステップに向けて前進するだろう。

次回の気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）および京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）は、2005年11月28日からカナダのモントリオールで開催の予定である。事前に行われた準備会合では、モントリオールで調整すべき主要な論点は、一つは京都議定書の実施に必要な事項の決定と現行の各種制度の改善に関する事、もう一つは2013年以降の将来の枠組みのあり方についての議論が中心となる、と大方の見解が一致した。

【用語解説】

COP（コップ）：締約国会議（Conference of the Parties）の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その条約の加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。最も多く目にするCOPは、気候変動枠組条約（Framework Convention on Climate Change/FCCC）の締約国会議であるが、これ以外にも砂漠化対処条約（United Nations Convention to Combat Desertification in Those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, Particularly in Africa（UNCCD））や残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants/POPs, 別名POPs条約）等においても、それぞれCOPが設置されている。

<関連タイトル>

環境問題に関する国際会議（国際的取組み）(01-08-04-07)

地球温暖化防止京都会議（1997年のCOP3）(01-08-05-15)
ブエノスアイレス行動計画（1998年のCOP4決定）(01-08-05-19)
国連気候変動枠組条約第5回、第6回および第7回締約国会議（COP5・COP6・COP7）(01-08-05-20)
京都議定書（1997年）(01-08-05-16)
オゾン層保護に関する条約(01-08-04-17)
気候変動に関する国際連合枠組条約(13-04-01-11)

<参考文献>

- (1) 環境省：国連気候変動枠組条約第10回締約国会合（COP10）の報告
 - (2) 地球産業文化研究所（GISPRI）：ニュースレター、国連気候変動枠組条約第10回締約国会合（COP10）の報告
 - (3) 全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）：国際交渉情報、第10回締約国会議（COP10）関連の動き
 - (4) 外務省：気候変動枠組条約第11回締約国会議及び京都議定書第1回締約国会合閣僚準備会合（概要と評価）
 - (5) 外務省：気候変動枠組条約締約国会議第11回会合（COP10）概要
 - (6) 国立環境研究所：地球環境研究センターニュースVol.15 No.11（2005.2）気候変動枠組条約第10回締約国会合（COP10）の報告
-

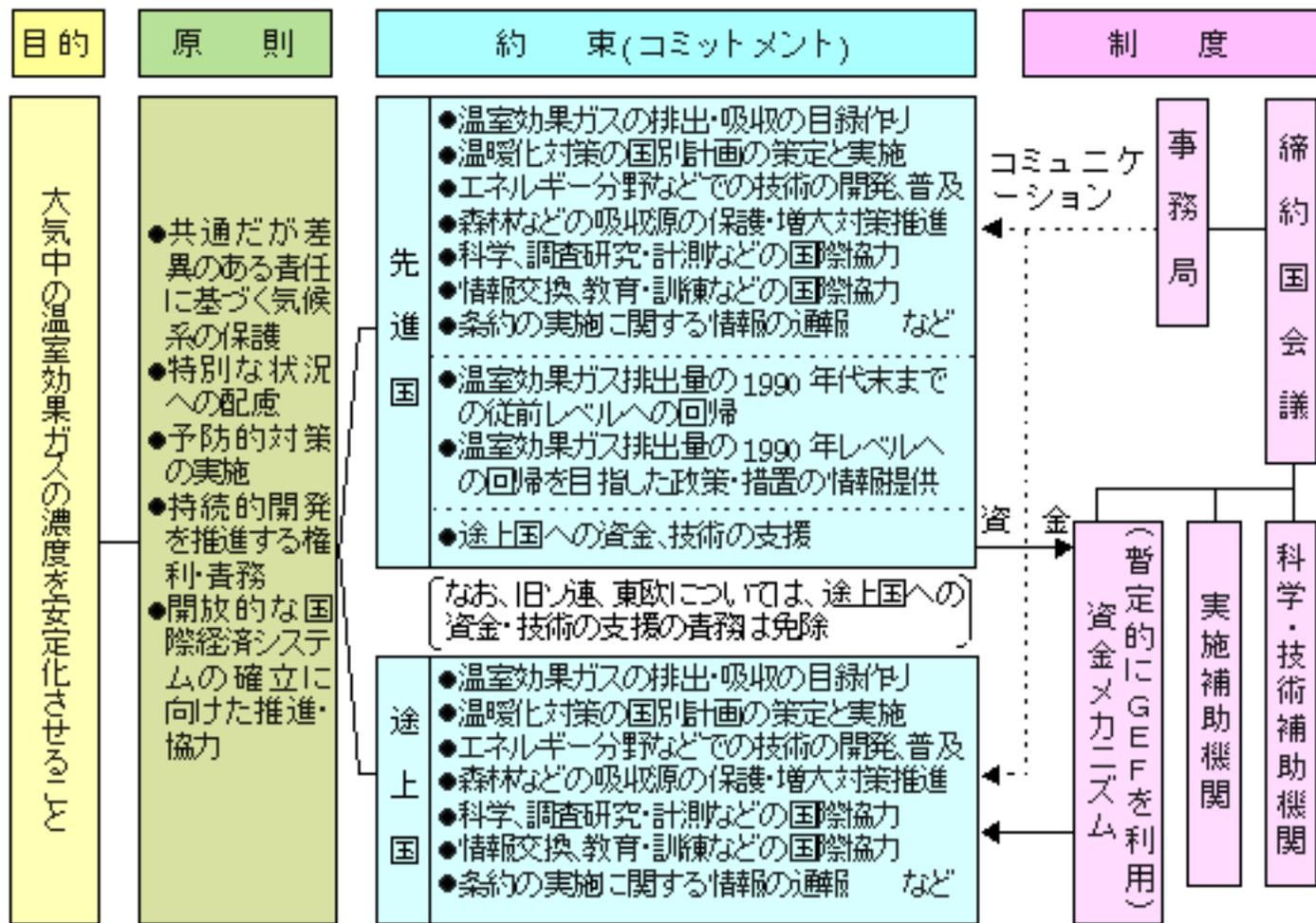


図1 気候変動枠組条約の概要

[出典]環境庁長官官房総務課編：財団法人経済調査会発行、資料「最新環境キーワード 第2版」

1. 京都議定書以前

条約交渉(90年12月～92年4月)

気候変動枠組条約(92年5月採択、94年3月発効)

- ・地球サミット(92年6月、リオ・デ・ジャネイロ)で150ヶ国以上が署名。
- ・先進国は1990年代末までに温室効果ガス排出量を1990年レベルまで戻すことを目指す(努力目標)

COP 1(95年3月、ベルリン)

「ベルリン・マニフェスト」

- ・先進国の取組についてCOP 3までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始

COP 2(96年7月、ジュネーブ)

「ジュネーブ閣僚宣言」

- ・議定書には法的拘束力のある数値目標を含み得ること等を明確化

COP 3(97年12月、京都)

「京都議定書」の採択

- ・先進各国について法的拘束力のある排出削減目標値に合意

図2-1 地球温暖化に係る国際交渉の経緯(1/2)

[出所]環境省:気候変動枠組条約、

http://www.env.go.jp/earth/cop/koushou_keii.pdf

2. 京都議定書以後

C O P 4 (98年11月、ブエノスアイレス)

「ブエノスアイレス行動計画」

・ C O P 6に向けた国際交渉の進め方につき合意

C O P 5 (99年10-11月、ホーン)

・ 多くの国が、2002年までの京都議定書発効の重要性を主張

C O P 6 (2000年11月、ハーグ)

・ 京都議定書の運用ルールについて決定する予定であったが、合意は不成立、会議中断

C O P 6 再開会合 (2001年7月、ホーン)

「ホーン合意」

・ 京都議定書の中核要素につき基本合意

C O P 7 (2001年10~11月、マラケシュ)

「マラケシュ合意」

・ 京都議定書の運用ルールの国際法文書に合意

C O P 8 (2002年10月、ニューデリー)

「デリー宣言」の採択

・ 途上国を含む各国が排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進することを提言

C O P 9 (2003年12月、ミラノ)

・ 京都議定書の実施に係るルールが決定

C O P 10 (2004年12月、ブエノスアイレス)

・ 「政府専門家セミナー」の開催(2005年5月)、「適応対策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に合意。

C O P 11及びC O P / M O P 1

(2005年11~12月、モントリオール)

・

図2-2 地球温暖化に係る国際交渉の経緯(2/2)

[出所]環境省:気候変動枠組条約、

http://www.env.go.jp/earth/cop/koushou_keii.pdf

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値約束を各国毎に設定

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF ₆)の合計6種類
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ は1995年としてもよい)
目標期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	各国の目標→日本△6%、米国△7%、EU△8%等先進国全体で少なくとも5%削減を目指す

○国際的に協調して約束を達成するための仕組み（京都メカニズム）を導入

排出量取引：先進国間での排出枠(割当排出量)をやり取り

共同実施：先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当事国間でやり取り

例) 日本・ロシアが協力してロシア国内の古い石炭火力発電所を最新の天然ガス火力発電所に建て替える事業

クリーン開発メカニズム：先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量を当該先進国が獲得

例) 日本・中国が協力して中国内の荒廃地に植林を行う事業

図3 京都議定書の要点

以下の両方の条件を満たした後、90日後に発効。

- ①55ヶ国以上の国が締結
- ②締結した附属書 I 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 I 国の合計の排出量の55%以上

※2006年1月18日現在で、157ヶ国と欧州連合が京都議定書を締結済み。
また、締結した先進国の排出量の合計は約61.6%。これにより①②の要件を満たし、2005年2月16日に京都議定書は発効した。

1990年の附属書 I 国の二酸化炭素排出割合

(注) 附属書 I 国のうち、クロアチア、リトアニア、スロベニア、ウクライナ、トルコ、ベラルーシは議定書採択前に国別報告書が提出されていなかったため、排出割合に含まれていない。

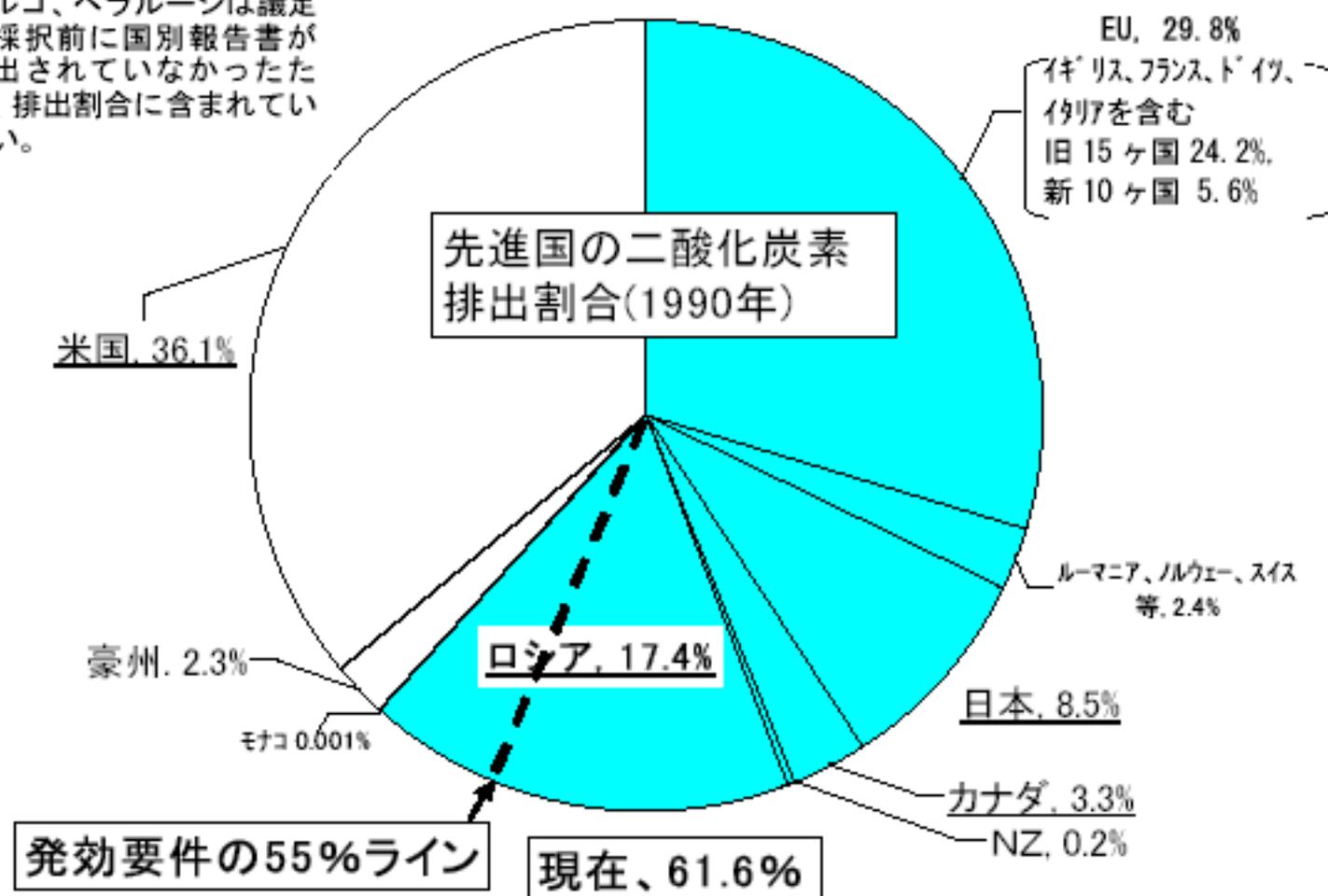


図4 京都議定書の発効要件

[出所]環境省：京都議定書、

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto_hakkou.pdf

COP7 の 結果

本年7月のCOP6再開会合において合意された、いわゆる京都議定書の運用ルールの中核的要素(ボン合意)に基づき、具体的な運用細則を定める文書を正式採択。

途上国問題	<ul style="list-style-type: none"> ○途上国の将来の約束に関する検討については、COP8に送る。(協議未了) ○途上国の能力育成、技術移転、対策強化等を支援するための基金を正式に設置。(先進国の任意拠出)
京都メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ○遵守制度の受入れは、京都メカニズムの活用条件としてしない。 ○CDM、共同実施等で得た排出枠は自由に取引できる。 ○国内対策に対し補足的(定量的制限は設けない)。 ○共同実施、CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することは控える。 ○排出量取引における売りすぎを防止するため、その国に認められた排出枠の90%又は直近の排出量のうち、どちらか低い方に相当する排出枠を常に留保する。
吸収源	<ul style="list-style-type: none"> ○森林管理の吸収分は国ごとに上限設定(日本は1300万炭素トン、基準年排出量の3.9%分を正式に確保) ○CDMシンクの対象活動として、新規植林及び再植林を認める。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○不遵守の際の措置に法的拘束力を導入するか否かについては、議定書発効後に開催される第1回締約国会合において決定。 ○目標を達成できなかった場合は、超過分の1.3倍を次期目標に上積み。

図5 マラケシュ合意の概要

気候変動枠組条約批准国(189カ国・地域)

京都議定書批准国(158カ国・地域)

気候変動枠組条約の附属書 I 国(35カ国・地域)

EU23カ国(EUバブル*は旧15カ国)、EC
カナダ、アイスランド、日本、NZ、ノルウェー、
スイス、ロシア、ウクライナ、チェコ など

非附属書 I 国(123カ国)

韓国、メキシコ、エジプト、サウジ
EU2カ国(キプロス、マルタ)
中国、インド、ブラジル、アルゼンチン
など

京都議定書未批准国(31カ国)

気候変動枠組条約の附属書 I 国(5カ国)

米国、オーストラリア、トルコ
モナコ、クロアチア

非附属書 I 国(26カ国)

カザフスタン、シンガポール
など

※ EUバブル:EU加盟のうち旧15カ国(2004.5拡大前)は、共同で-8%の削減約束を負っている。

(個々の国々の総排出量が各国の割当量の合計量を上回らない限り、各国の目標達成の有無によらず、目標が達成されたと見なされる。)

図6 気候変動枠組条約・京都議定書批准国図

[出所]環境省：京都議定書、http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto_hijun.pdf

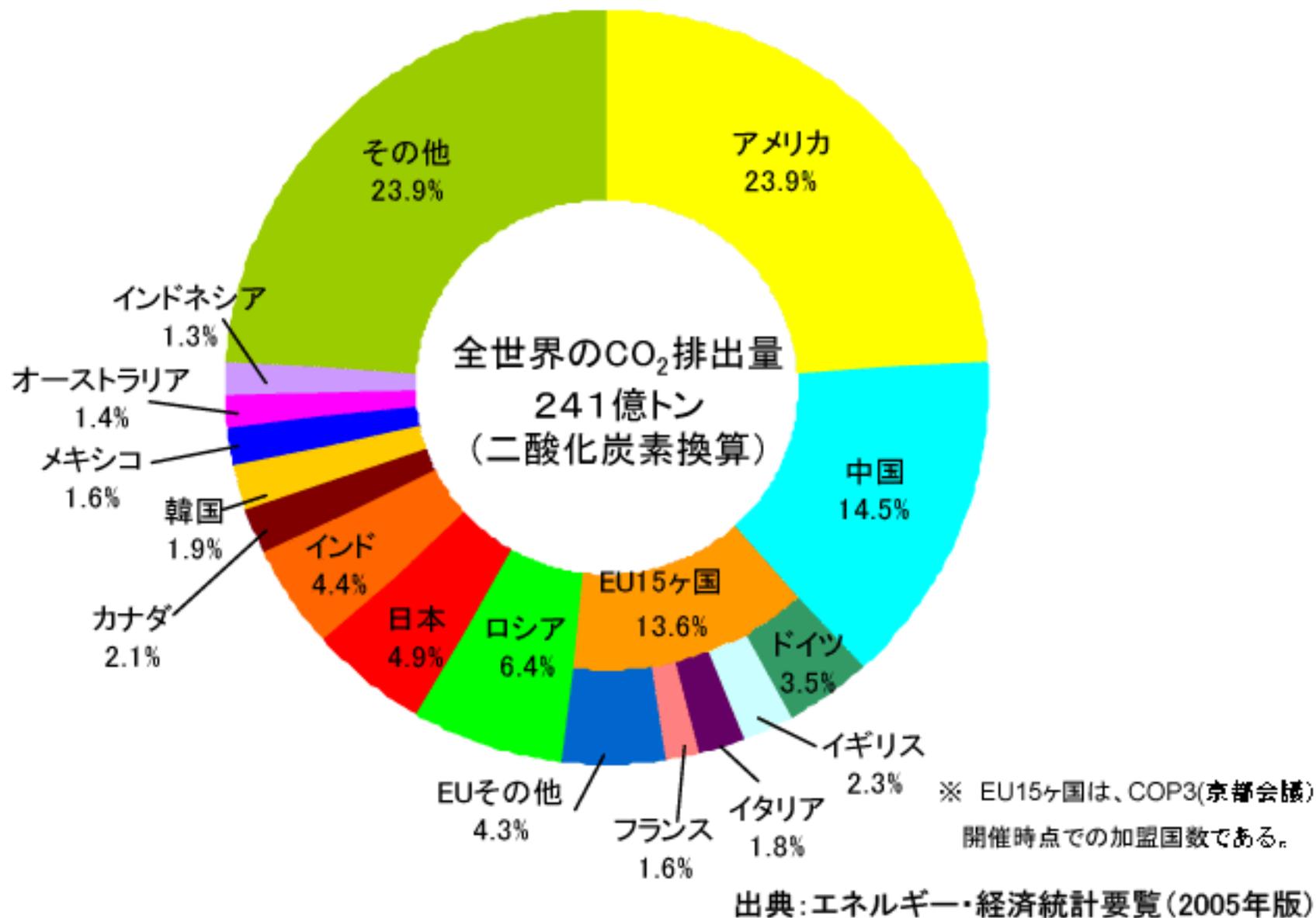
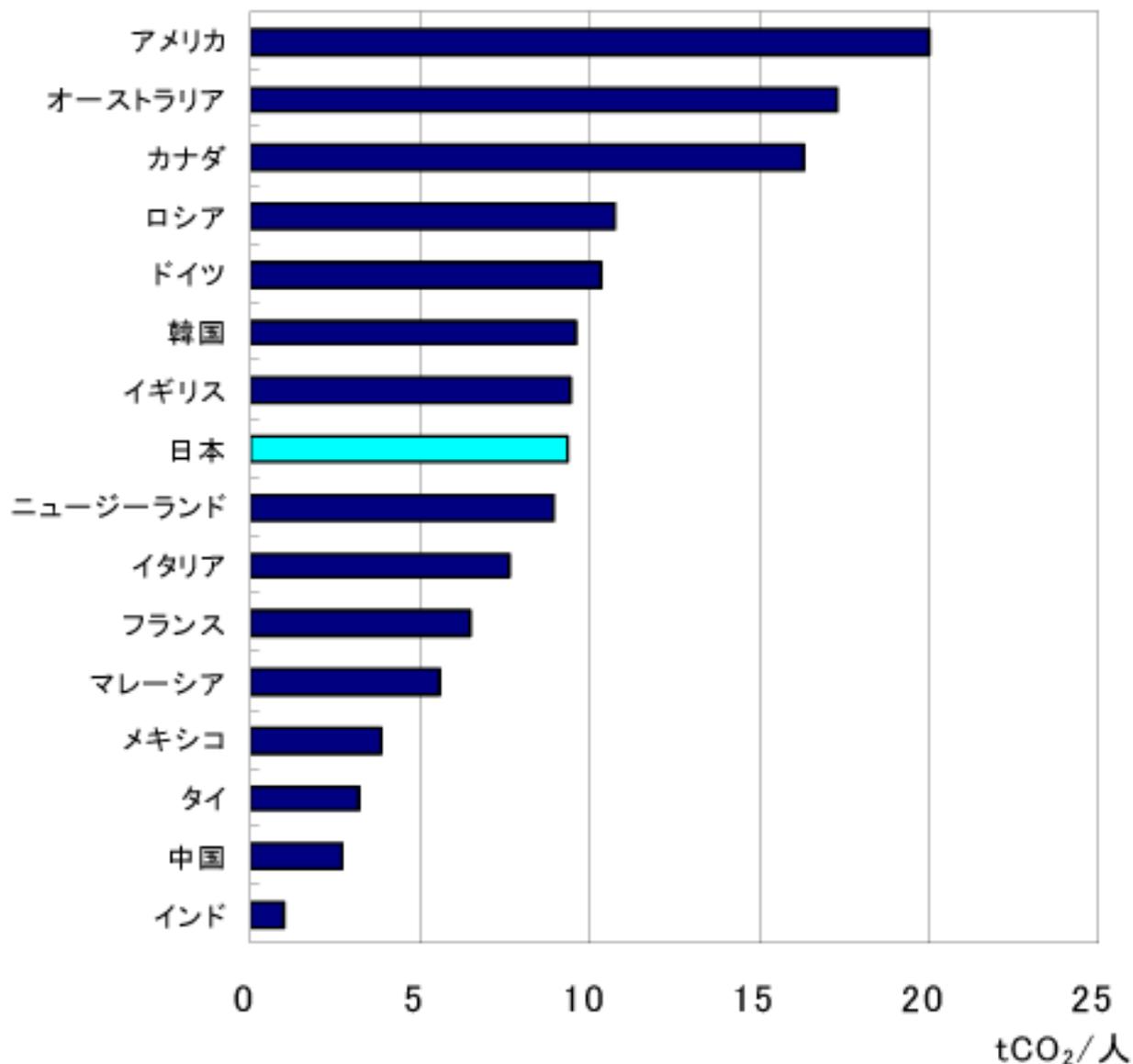


図7 世界全体のCO₂排出量(2002年)

[出所]環境省 : <http://www.env.go.jp/earth/cop/co2emission.pdf>



出典: エネルギー・経済統計要覧(2005年版)

図8 国別一人当たりCO₂排出量 (2002年)

[出所]環境省: <http://www.env.go.jp/earth/cop/co2emission.pdf>